

令和2年度 熊本県立松橋高等学校 文化部活動に係る活動方針

1 本校の文化部活動

放送部（放送部門・映像部門） 美術部（美術部門・漫画部門） 吹奏楽部 書道部
家庭部（食物部門・被服部門） サイエンス部 英語部 演劇部 情報処理部
礼法部（華道部門・茶道部門） うきうきレオクラブ

2 目標

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める
- (2) 生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞活動を通して、豊かな心や創造性を養う

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

ア 1週間の活動日は、5日以内とする。このうち、毎週水曜日は原則完全休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

イ 定期試験の1週間前からは、活動を中止とする。

ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

(2) 活動時間

ア 平日は長くとも2時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は3時間程度とする。

イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 活動時間（完全下校時間）

平日（4月～10月） 終礼後～19：00（19：30）

平日（11月～3月） 終礼後～18：30（19：00）

休業日及び長期休業期間 各部活動で設定

(4) 共通の休養日

ア 毎週水曜日

イ 定期試験前の一定期間

1 学期中間考査

1 学期期末考査

2 学期中間考査

2 学期期末考査

学年末考査

ウ その他

夏季学校閉庁日

冬季学校閉庁日

(5) 上記（1）及び（2）の基準を超えた練習日・練習時間

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

ア 休養日

大会の前などの文化部については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 活動時間

大会の前などの文化部については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

4 大会等への参加

文化部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

5 活動計画

文化部顧問は、学校で定められた様式を使用し、年間活動計画書並びに毎月の活動計画書及び活動実績報告書を校長に提出する。

6 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、管理職に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

文化部顧問は、年間活動計画書並びに毎月の活動計画書及び活動実績報告書を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。